

名古屋港管理組合公報

平成15年10月1日

(水曜日)

第315号

目次

告示

- 港湾施設の使用停止…………… 1
- 港湾施設の使用再開…………… 1
- 審議会事項**
- 名古屋港審議会委員の任免…………… 1

告示

名古屋港管理組合告示第52号

次の港湾施設は、平成15年10月1日から当分の間、使用を停止する。

平成15年10月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積
稲永ふ頭南Ⅰ荷さばき地 (稲南Ⅰ)	1 ^級	稲永ふ頭南1号上屋西側隣接	平方メートル 6,297

名古屋港管理組合告示第53号

平成15年名古屋港管理組合告示第42号で使用停止した次の港湾施設は、平成15年9月16日から使用を再開した。

平成15年10月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 上屋附属詰所

区画を定めた上屋附属詰所

名称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位置	面積	構造	区画		
						名称	位置	面積
稲永ふ頭北4号上屋 附属詰所 (稲北4号)	一般使用	2 ^級	名古屋市 港区潮風町	平方メートル 21	コンクリート ブロック造り	A	稲永ふ頭北4号上屋 西側隣接北部分	平方メートル 21

審議会事項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

神田 真秋 (9月7日)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

松原 武久 (9月8日)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合